

平成30年関川村議会10月(第6回)臨時会議会議録(第1号)

○議事日程

平成30年10月19日(金曜日) 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 平成30年度関川村一般会計補正予算(第5号)
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 平成30年度関川村一般会計補正予算(第5号)
-

○出席議員(9名)

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君	
3番	小	澤	仁	君	5番	鈴	木	万	寿	夫	君
6番	高	橋	忠	夫	君	7番	高	橋	正	之	君
8番	菅	原	修	君	9番	伝	信	男	君		
10番	平	田	広	君							

○欠席議員(1名)

4番 加 藤 和 泰 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	加	藤	弘	君							
副	村	長	宮	島	克	己	君					
教	育	長	佐	藤	修	一	君					
総	務	課	長	加	藤	善	彦	君				
税	務	会	計	課	長	板	越	昌	生	君		
住	民	福	祉	課	長	佐	藤	充	代	君		
建	設	環	境	課	長	高	橋	賢	吉	君		
教	育	課	長	熊	谷	吉	則	君				
税	務	会	計	課	参	事	富	樫	佐	一	郎	君

建設環境課参事	渡	邊	隆	久	君
住民福祉課参事	佐	藤	恵	子	君

○事務局職員出席者

事務局長	河	内	信	幸
主任	石	山	洋	介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） ただいまの出席議員は9名です。4番、加藤和泰さんから欠席の届け出がありました。定足数に達していますので、これより平成30年関川村議会10月（第6回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、菅原 修さんを指名いたします。

日程第2、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により、定例監査結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成30年8月分の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第68号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第5号）

○議長（近 良平君） 日程第3、議案第68号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。本日、臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中でのございますけれどもご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

今回お諮りをいたします議案は、議案第68号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第5号）でございます。旧女川教員住宅解体工事や女川体力づくりセンター校舎解体事業費の増額などに伴いまして、予算の補正をお願いするものでございます。詳細につきましては総務課長から説明をさせ

ます。

よろしく願いいたします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） おはようございます。それでは、議案第68号 平成30年度関川村一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をいたします。

歳入歳出にそれぞれ870万円を追加しまして48億7,240万円とするものであります。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

最終ページになります。8ページをごらんください。

2款1項3目11節、財産管理費の印刷製本費につきましては、村の財政状況を住民に周知するための冊子の印刷代で、11月15日の広報配布時に全戸配布を行うとともに、11月に計画しております全9コミュニティ地内での行政懇談会時の説明資料とするものであります。なお、印刷部数は2,800部を予定しております。

次に、2款1項4目15節、村有財産管理費、工事請負費につきましては、今ほど村長のほうからお話がありました旧女川教員住宅の解体工事費に不足が生じたため300万円を補正するものでございます。増額の主たるものとしまして、解体するコンクリートの量が増えたことによるものでございます。

次に、11庁舎管理費、工事請負費につきましては、庁舎内電話に業務上必要な通話を録音するためのシステムの設計を行うための工事費でございます。

9款4項2目15節の工事請負費は、女川体力づくりセンター校舎解体工事で木材の処理量と混合廃棄物の量の増加、それと校舎外周水路の撤去費を追加することによりまして、工事費を500万円増額補正するものでございます。

次に、歳入につきまして説明いたします。

前の7ページをごらんください。

18款1項1目1節前年度繰越金は、今回の補正の財源とするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） おはようございます。3番、小澤です。

今の総務課長の提案理由の説明で、旧女川教員住宅の解体工事の追加300万、解体するコンクリートの量が増えたという説明をいただいたんですけども、解体するコンクリートの量は増えないと思うんですけども、詳しい説明をお願いしてよろしいですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） コンクリートの量が増えないという小澤議員の質問でございますが、この工事につきましては、参考見積もりを村の建設業協会にお願いしまして、そちらのほうで算出した数値をもとに設計を行いました。その後、工事を発注しました9月になりまして、請負業者のほうから量が違うということで話がありまして、内容を精査しましたところ、建設業協会からいただきました見積書の中の数値の計算が間違っておりまして、また役場のほうの職員についてもそちらのほうのチェックを見逃してしまったということで、実際には数字が掛ける2とかになるような部分が落ちていたということで、今回増額になったということでもあります。

○議長（近 良平君） 3番、あといいかな。（「大丈夫です」の声あり）
9番。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。小澤議員と同じような質問なんですけれども、ちょうど両方の社会教育施設費、これも解体工事に絡んでの増額なんですけれども、これも何か木材が増えたとかという今の課長の説明だったんですけれども、見積もり段階でもうちょっとチェックする必要があるんじゃないか。工事をやってみて初めて増えたというのは、誰でも簡単にできる見積もりだと思うんですね。最初、予算編成する時点で見積もりをとっているわけなんですけれども、その時点でもうちょっとちゃんとしたチェックはしなかったのかどうか。今現在やってみて初めて増えました、じゃあこれだけ追加してくださいというのは何かちょっと腑に落ちないんですけれども、流れをもうちょっと、課長、詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 経過的な話ということで説明を申し上げます。

当初予算の段階では、村のほうで標準的な坪単価をもとに、あるいは同様の建物を参考にして床面積等で計算をさせていただきまして、当初予算のほうは計上させていただいております。その後、実際に工事に入るといって参考見積もりをこれにつきましても建設業協会のほうにお願いしまして見積もりをつくっていただいたところであります。ただ、学校につきましては、図面に出ていない増築とか間仕切りの関係等の量の関係が明示されていない部分もありまして、こちらのほうは標準的な数値で計算せざるを得ないということでありました。そんなことで、木材の量については間仕切り、壁、小屋裏の梁の部材が見込んでいたよりも多くなったというのが一つであります。

もう一つは、混合廃棄物ということで、金網の入っているプラスターボード、石膏ボードのようなものなんですけれども、こういったものが見ただけではわからないということで、これについては割合で出した設計書で、設計段階では割合で出しましたんですが、実際に工事に入りましたところ、プラスターボード、石膏のボードと思っていたのがラス張りのモルタル張りだったということで、この量がこちらの見込んだよりも量が多くなったということで、今回増額をさせていただきま

した。

そのほかに、校舎の外周にあります水路についても、今後の利用を考えまして水路についても撤回するというので、それらも含めて今回の補正を組んだというのが経緯でございます。

なお、先ほど教員住宅の関係でございますけれども、こちらのほう、先ほど数字の誤りがあったということで、これにつきましては建設業協会のほうに指導を申し上げまして、先般、先ごろ建設業協会の会長も村長のほうに来て謝罪をしたという経緯がございます。あわせて村のほうでもこういったことをちゃんとチェックするように職員に指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 9番。

○9番（伝 信男君） 何か今の話を聞くと、要は建設業協会に丸投げしているような感じですけども、村のチェック機能は全然もう機能していなかったような話なんですけれども、誰かちゃんとしたチェックはしているんですか。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 参考見積もりを依頼した担当のほうで、いただいた見積もりについてはそれを内容をチェックすることになっております。ただ今回について見ますと、参考見積もりの額、総額が当初予算で計上した額と同額、その範囲内ということもありましたし、ちょっとなれ合い的な話になって申しわけないんですけども、建設業協会については以前からこういったものを参考見積もりでお願いした経緯もありまして、それについては信頼しているといったようなことで、数字的なチェックは精査したつもりだったんですけどもやはり結果的に漏れがあったということでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 10番、平田です。

3カ所解体あったところなんですけれども、一緒に入札かけたのではないかと思うんですが、その日にち、いつ入札したのか。また今の工事の進捗状況、どんなふうになっているのか。それと金丸のほうは積算、建設業協会に積算間違いなかったのですか。お願いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 契約は7月13日で、工期的な話になりますと7月13日で、入札はそれ以前に2週間とか以前に入札を行って通知しているかと思えます。

あと、金丸も一緒に3件になります。金丸の体育館、旧教員住宅の解体、そして今言った体力づくりセンター、3カ所とも同日に行っております。

進捗状況でございますけれども、一番問題となっております旧教員住宅につきましては、現場の

ほうは全て廃材のほう、コンクリート等は搬出は行っておりますが、処理は行わないで、処理場に今ストックしているという状況であります。この後、皆様方のほうでご了解いただいた後に変更契約を結んだ上で進める予定にはしております。

中学校につきましても、作業は進めております。ただし今言った部分については、外周のコンクリートのほうはまだ行っておりませんし、実際工事のほうは進捗しておりますけれども、まだ途中ということでございます。

金丸についてはほぼ終了しましたが、今変更契約を結んで再度最後の処理を行っているところ、金丸については予算の範囲内ということで進めさせていただいているような状況でございます。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） 今の進捗状況の、女川の体育館と教員住宅の関係、ちょっとわかりにくいんですけれども、まだ進行中という話だけで、校舎そのものの解体が終わったのか、基礎はまだだよとか、その辺もっと具体的をお願いします。

○議長（近 良平君） 建設環境課長。

○建設環境課長（高橋賢吉君） 今の質問ですけれども、今現在女川中学校につきましては外部の側溝関係はまだこれからです。解体、つぶれてはいるんですけれども、今分別している最中でございます。分別して仕分けをしている作業をしております。

それから、旧女川教員住宅ですけれども、一応解体は全て終わってしまして、処理場に搬出してストックしている状況ということでございます。処理はしておりません。

以上です。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 関連の質問をさせていただきます。

先ほど総務課長から、建設業協会は村長におわびに来られていったと、それから担当の職員は指導したというお話でしたけれども、建設業協会に参考見積もりを依頼するというような手順としては問題はなかったのか、今後ともこういう解体工事というのは出てくると思うんですけれども、同じような手順で進められるのか、今やっている手順というのは問題ないのかという点が1つと、それから職員を指導したということですが、こういう事例が再発しないためには、対策というか、今までは担当任せだったんだけれども今度は直属の上司がチェックすることにしましたとか、そういう新たな対策というのはとられたのか、その2点についてお伺いします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 工事を進める上での手順ということで、伊藤議員からご質問ありましたが、こういった村のほうで設計できないものについては同じく参考見積もりをいただいて、それをもとに設計を組むというような方向で今後も続けていきたいと考えております。

対策の関係でございますけれども、内部の話をちょっとさせていただきますと、今現在、村のこういった建設、解体もそうなんですけれども、工事については、建物を所有する管理課のほうで予算計上はされますけれども、実際の事務はまるまる建設環境課、建築関係の課のほうにお願いしてやっているというのが今までの実情でありました。そういった中で、投げてしまっている部分で、一担当が云々というのではなくて、課としても、所管課のほうもこういった部分について協議をしたりしますし、内容の精査については今ほど一担当だけではなくて担当課のほうでも見ていただくような形になっていきますけれども、今まで以上に精査に努めたいということで指導を行ったところでございます。

以上です。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。ずっと流れ、今総務課長の話を聞いていると、流れとしてこういう事態になるということは想定していたと、そういうふうを受け取られます。そういう形で本来であればもうちょっと予算計上の時点でこの予算をちゃんとした形で計上しておくべきであったのではないかなと思いますし、それから工事の進捗状況を見るとまだ中途半端。中途半端な時点でこれだけの時価が出ている。そんな中で、工事が完了している時点でまだ増える可能性もあるかどうか、その辺もうちょっと聞きたいと思います。

あと、漠然とこれだけコンクリートが増えて350万追加になったとありますけれども、実際、何が増えて350万補正を組まなければならないのか、それから社会教育施設の解体、これについても同じようにどの程度増えているのか。これは金額からいけば大体1割近く両方とも増えているわけですね。それでこれは想定内であると、そういう説明ですけれども、何か我々とするれば議会もある程度チェックする機能、その辺も担っているわけですので、ちゃんとした予算要求のときももうちょっと詳しい説明があればよかったですし、総務課長のほうはこれは想定内だということで説明なんですけれども、もうちょっと詳しい説明をお願いしたいなと思います。大体何立米ぐらい増えて、結果的にはこれから増える可能性もあるかどうか、その辺も含めてもうちょっと納得のいくような説明をお願いしたいんですけれども。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） 伝議員のほうから3点ほど質問ございました。

予算計上時の数値をもう少し正確にというお話でございますが、これにつきましてはおっしゃるとおりでございます、本来は予算計上時も見積もりをいただいてその数値を上げるべきところを、こちらのほうの業務の時間がない等の計上の関係でのそういった忙しさもありまして単価で計算して上げた。本来であればそれで収まるべきものと考えてはいたんですが、実際ふたを開けてみますと、やはりそれだけでは計算できない部分が多々ありました。そのことで数字が、今回額のほう

が大きくなったということでございます。

それから、今後の工事についての増えるんじゃないかという話でございますが、これについては予算の範囲内で収まるといいますか、一応精査を終わっておりますので、この後それ以上に増えるということはないと聞いております。

それから、数値的な部分でどれだけ増えたのかということでございますので、これについてはお答えしたいと思います。

教員住宅の解体でコンクリートの数量、当初179立法メートルを予定しておりました。精査しましたところ、総数量で324立米になります。大体倍近い145立米が増えたということでございます。それから、体力づくりセンター校舎の解体につきまして、木材の関係でございますが、当初は84.4トンと予定しておりました。これも今実際にはかってみますと138.9トンということで54.5トン増えてございます。それと、先ほど説明しました混合廃棄物、これにつきましては、当初11.4トンと予定しておりましたが、実際には29.6トンということで18.2トン当初の数値よりも多くなったということでございます。

以上でございます。

○議長（近 良平君） 10番、平田さん。

○10番（平田 広君） もう1件お教えてください。3カ所解体関係の当初の契約額をお聞かせください。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） それでは、旧女川教員住宅の請負額につきましては、税込みになりますけれども669万6,000円。体力づくりセンターの請負額が1,447万2,000円。金丸につきましては資料を準備していなかったもので、後ほど調べて報告したいと思います。

以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時25分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員